

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2023.7.1/372号



## contents

- ◆防衛増税、社会保険料アップ、インボイス制度導入  
ヒタヒタと迫る 増税地獄の足音
- ◆消費税2割特例が使える場合の簡易課税選択届の先延ばし
- ◆貯蓄から投資へ 非課税期間が無期限に
- ◆インボイス制度開始後の実務 永嶋道隆

## 防衛増税、社会保険料アップ、インボイス制度導入 ヒタヒタと迫る 増税地獄の足音

ウクライナ情勢の長期化による原油や物価高、そして追い打ちをかける日米金利差に伴う急激な円安による原価高、人手不足による人件費の高騰等、中小企業の経営は急激に悪化しています。それだけではなく、岸田内閣は防衛費の増額や「異次元の少子化対策」の財源確保として、矢継ぎ早に増税の銃弾を乱射しようとしています。10月に消費税のインボイス制度がスタートすることで、中小企業にとって免税事業者の課税化や事務負担料の増加が重くのしかかってきます。

そこで、ヒタヒタと迫る増税地獄の全貌とスケジュールをみてみましょう。

2023年	国民健康保険料値上げ
	10月 インボイス制度スタート
	自動車の自賠責保険の値上げ
2024年	防衛増税 たばこ税・法人税・所得税増税
	復興特別所得税の期間延長
	後期高齢者医療保険の値上げ(上限年73万円に)
	介護保険料の自己負担分のアップ
	年金の納付 65歳まで延長
	社会保険料の上乗せ徴収 少子化対策
	森林環境税の導入
	生前贈与の相続税加算期間の7年の延長
2025年	結婚・子育て資金の一括贈与特例の廃止
	後期高齢者医療保険の値上げ(保険料上限80万円に)
2026年以降	教育資金の一括贈与の廃止
	退職金の非課税枠の廃止
	厚生年金の支給額の減額
	扶養控除の縮小
	走行距離税の導入

岸田内閣と財務省で検討され、決定されたものを含めて以上の増税、値上げスケジュールが予定されており、国民負担率は47.5%に上っています。江戸時代の一揆が起きる年貢率50%に迫り、インフレによる実質賃金0.9%減少も伴って、中小企業や従業員の生活苦は益々厳しさを増しています。00融資の返済開始や人出不足、テレワークの増加等は飲食業、小売業、建設業、運送業等の倒産を加速させています。後継者不足の中小企業も多く、債務超過ではない企業の廃業も増えると予想されます。

いまこそ同業他社の動向をチェックし、人材の育成、選ばれる会社づくり、付加価値アップ等の企業努力が求められます。

## 消費税 2 割特例が使える場合の簡易課税選択届の先延ばし

### インボイス制度負担軽減措置の 2 割特例

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者は、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の 100 分の 80 に相当する金額）とすることができま

す。いわゆる 2 割特例です。  
2 割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者が対象です。基準期間における課税売上高が 1 千万円を超える事業者等、インボイス発行事業者登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合などは対象外です。

この特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に 2 割特例の適用を受ける旨を付記すれば適用を受けることができます。

また、2 割特例の継続適用といった縛りはなく、課税期間ごとに 2 割特例を適用して申告するか否か判断することができます。

2 割特例を適用できる期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間です。

### 卸売業以外は一般（原則）課税で 2 割特例が柔軟

2 割特例は、一般課税と簡易課税のいずれの選択でも、適用することが可能です。  
簡易課税計算で、卸売業はみなし仕入率が 90% ですが、それ以外の事業は 80% 以下です。そのため、卸売業以外の事業の場合、特例が適用できる期間は 2 割特例を使った方が納税額は同じか少なくなります。

簡易課税での計算は、一般課税での計算とは違い、売上げの消費税よりも仕入れの消費税の方が多くなっても、マイナス分が還付される仕組みとはなっていません。マイナスに備え、一般課税で計算できる柔軟性を残すため、簡易課税の選択を先延ばしした方が良いかもしれません。

### 特例を適用した課税期間後の簡易課税選択

2 割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、2 割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

免税事業者から課税事業者になることで自社に消費税がどう影響してくるのかのシミュレーションをしっかりと行い、こうした緩和措置をうまく活用してください。



さまざまな負担軽減措置が設けられています。会計事務所と十分にご相談ください。



## 貯蓄から投資へ 非課税期間が無期限に

### 令和6年1月1日より始まる新NISAのポイント

NISAとは、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となる個人投資家のための税制優遇制度です。2024年1月から、非課税期間が無期限となり、つみたて投資枠（旧つみたてNISA）と成長投資枠（旧一般NISA）の併用が可能となります。また、年間非課税枠や非課税保有限度額が増加しました。

- ・非課税保有期間の無期限化
- ・口座開設期間の恒久化
- ・つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能
- ・年間投資枠の拡大（積立投資枠：年間120万円、成長投資枠：年間240万円、合計最大年間360万円まで投資が可能。）
- ・非課税保有限度額は、全体で1,800万円。（成長投資枠は、1,200万円。また、枠の再利用が可能。）

### 新しい制度（金融庁HPより）

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

今や「三井住友銀行」「みずほ銀行」「東京三菱銀行」といったメガバンクさえ、定期預金の金利は0.002%しかなく、100万円を1年間預けても20円ほどの利息しか受け取れない低金利の時代が20年以上も続いています。政府は「貯蓄から投資へ」の具体策としてNISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充に舵を切りました。投資は怖いという人も多いと思われそうですが、定期預金に寝かせているようなお金があれば、配当や売買益が非課税となるNISAを検討されてはいかがでしょうか。まずは低リスク、低リターンの投資信託から始めてみてください。

詳細は当事務所までご相談ください。

# インボイス制度開始後の実務①

今年の10月よりインボイス制度が開始されます。そこで、約3ヶ月後の制度開始に向けて、実務処理の観点からポイントとなる部分について見ていきたいと思います。

## 【1】適格請求書発行事業者の登録

自社が適格請求書（インボイス）を発行するためには事前に登録をする必要があります。

制度開始の令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請書を提出しなければなりません。

既に登録済みの事業者の方も多いかとは思いますが、これから申請をお考えの場合は、期限まで時間はありますが、余裕を持って申請を進めて頂ければと思います。

## 【2】適格請求書及び適格簡易請求書の記載内容について

令和5年10月1日以降に発行する請求書やレシート等は、一定の要件を満たしていないと適格請求書発行事業者の登録をしていたとしても、その発行する請求書等が適格（簡易）請求書として認められませんので、自社の請求書のフォーマットやレジシステムの見直しを行う必要があります。

※適格簡易請求書は不特定多数の者に商品やサービスを提供する事業者が発行できます。

具体的には、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業（不特定多数の者に対するもの。）その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業が該当します。

適格請求書には、既存の請求書の要件に以下の表示が追加で必要になってきます。

- ・ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ・ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ・ 税率ごとに区分した消費税額等

※適格簡易請求書は、不特定多数の者に商品やサービスを提供する事業者を前提としていますので、書類の交付を受ける者の氏名または名称については記載不要です。

また、交付した適格請求書等について写しの保存義務がありますので、領収書などについても適格請求書としている場合には写しを保存する必要があります。

ただし、請求書を発行した上で領収書も発行する様な場合には、請求書が適格請求書の要件を満たしている場合には、領収書は要件を満たす必要はありません。

### 【適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項】

（赤字は区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

  

図：国税庁 HP 適格請求書保存方式（インボイス制度）の手引きより

## インボイス制度開始後の実務②

### 【3】経費について適格請求書等が不要となる場合

事業活動を行っていく上で様々な経費の支払いが発生します。

これらの経費についても、金額に関係なく、適格請求書等がなければ、原則として仕入税額控除を適用することができなくなります。

ただし、以下の場合については例外的に適格請求書等が不要となります。

#### ●適格請求書が免除されている場合

以下の一例のように適格請求書の発行義務が免除されているものについては、一定の事項を記載した帳簿保存のみで仕入税額控除が適用できます。

- ・バス、電車、船舶など、公共交通機関による3万円未満の旅客の運送
- ・自動販売機における3万円未満の販売
- ・郵便切手を貼って郵便ポストに差し出された場合の、郵便サービス
- ・税込1万円未満の値引きや返品等

#### ●適格請求書の回収及び保存が難しい経費

従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当や入場券等（インボイスの記載事項を満たす）で、使用の際に回収されるものなどの適格請求書の保存が難しい経費についても帳簿保存のみで仕入税額控除が適用できます。

#### ●経過措置による特例

基準期間の課税売上高が1億円以下、または、前年（前事業年度）の6ヶ月間の課税売上高が5,000万円以下の事業者については、税込み1万円未満の課税仕入れについて、適格請求書の保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除をすることができます。

ただし、この特例については令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が対象となっているので、令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては対象となりませんのでご注意ください。

### 【4】登録事業者以外との取引について

全ての取引先が登録事業者の場合には特に気にする必要はないですが、登録をしない取引先から、今までと同じ税込み請求額を支払った場合、請求額に含まれる消費税分の損失が出るため、登録しない取引先に対しては値段の見直し交渉が必要となるかと思えます。

ただし、値段交渉については消費税負担が増える金額以上の交渉を行うことや、一方的に取引を打ち切るなどは、独占禁止法や下請法等に抵触する可能性があるため、交渉の内容や仕方などについては、社内で検討した上で対応していく必要があります。

#### ●問題になる可能性のある行為の一例

- (1) 一方的な価格引下げや、価格引き下げに応じないことによる取引の停止
- (2) 契約後に登録事業者でない事を理由に商品などの受領を拒否
- (3) 価格据え置き条件として協賛金などの負担要請や別商品等の購入や利用の強制
- (4) 登録事業者となるよう一方的に強要